

温 泉 分 析 書

(鉱泉分析試験による分析成績)

1. 申請者： 山梨県西八代郡下都町下部965番地
中野 啓一

2. 源泉名および湧出地： 共同泉、下部厚生組合
山梨県西八代郡下都町下部69番地共同泉

3. 湧出地における調査および試験成績

4. 試験室における試験成績：

- (イ) 調査および試験者： 岩下 まさ子 田中 久
- (ロ) 調査および試験年月日： 昭和60年 5月10日
- (ハ) 泉 温 度： 31.6 °C (気温： 22.2 °C)
- (ニ) 湧 出 量： 182.2 l/min (目撃)
- (ホ) 知覚的試験： 無色透明、収斂味を有しほとんど無臭である。
- (ヘ) pH 値： 8.52
- (ト) レドオン (Ru)： 0.48×10^{-6} Ci/kg (0.13 マッヘ/kg)

- (イ) 試 験 者： 山梨県衛生公害研究所
田中 久
- (ロ) 分析終了年月日： 昭和60年 9月24日
- (ハ) 知覚的試験： 無色透明、収斂味を有しほとんど無臭である。
- (ニ) 密 度： 0.9987 (20°C)
- (ホ) pH 値： 8.66
- (ヘ) 蒸 発 残 留 物： 0.4353 g/kg (110 °C)
- (ト) 導 電 率： 598.0 μ S/cm

5. 試料1kg中の成分、分量および組成

(イ) 溶解成分

陽イオン		mg	meq	meq%
ナトリウムイオン	Na ⁺	72.4	3.15	55.46
カリウムイオン	K ⁺	0.3	0.02	0.35
アンモニウムイオン	NH ₄ ⁺	0.1	0.00	0.00
マグネシウムイオン	Mg ²⁺	0.6	0.05	0.88
カルシウムイオン	Ca ²⁺	49.3	2.46	43.31
陽イオン 計		123.7	5.68	100

陰イオン		mg	meq	meq%
フッ素イオン	F ⁻	0.3	0.02	0.33
塩素イオン	Cl ⁻	60.5	1.71	28.36
硫酸イオン	SO ₄ ²⁻	180.3	3.75	62.19
炭酸水素イオン	HCO ₃ ⁻	21.4	0.35	5.80
炭酸イオン	CO ₃ ²⁻	6.0	0.20	3.32
陰イオン 計		268.5	6.03	100

溶解成分総量 0.392 g/kg

(ニ) 非溶解成分

成 分		mg	mmol
メタ亜ヒ酸	HAsO ₂	0.0	0.00
メタケイ酸	H ₂ SiO ₃	40.0	0.51
メタホウ酸	HBO ₂	1.6	0.04
非溶解成分 計		41.6	0.55

溶解物質質量 (ガス性のものを除く) 0.433 g/kg

(ハ) 溶存ガス成分

成 分		mg	mmol
遊離二酸化炭素	CO ₂	113.0	2.57
遊離硫化水素	H ₂ S	0.0	0.00
溶存ガス成分 計		113.0	2.57

溶存成分総計 0.546 g/kg

(ニ) その他微量成分

鉄(II)イオン	0.09 mg/kg
リン酸-水素イオン	0.03 mg/kg
アルミニウムイオン、鉛イオン、マンガンイオン、銅イオン、総水銀	----- 不検出
亜鉛イオン、カドミウムイオン、総ヒ素	----- 不検出

6. 泉 質： アルカリ性単純温泉
(アルカリ性低硬性低温泉)

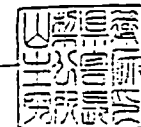
7. 禁忌症、適応症は別表による。

昭和60年10月 7日

山梨県甲府市富士見一丁目7-31

山梨県衛生公害研究所長

昭田



温泉分析書別表

温泉分析申請者

中野 智一

源泉名

共同泉、下部厚生組合

湧出地

山梨県西八代郡下部町下部69番地共同泉

泉質

アルカリ性単純温泉

(本別表は、環境庁自然保護局長発(昭和57年5月25日)環自保第227号及び228号に基づいて作成したものである)

I. 禁忌症及び入浴又は飲用上の注意

温泉の医治効用は、その温泉その他の物理的因子、化学的成分、温泉地の地勢、気候、利用者の生活状態の変化その他諸般の総合作用に対する生体反応によるもので、温泉の成分のみによって温泉の効用を確定することは困難であるが、温泉の浴用及び飲用にあたりはおおむね下記の注意を要する。

I. 浴用又は、飲用上の注意

温泉には老化現象が認められ、地中から湧き出した直後の新鮮な温泉が最も効用があるといわれているが、それぞれの泉質に適する用い方をしなければかえって疾病に不利に働く場合がある。したがって浴用又は飲用にあたりは、おおむね次の注意に留意し特に飲用には新鮮な温泉を用いるとともに温泉及び飲泉施設について十分な公衆衛生上の配慮を行うこと。

(1)浴用上の注意

- ア. 温泉療養を始める場合は、最初の数日の入浴回数を1日当り1回程度とすること。その後は1日当り2回ないし、3回までとすること。
- イ. 温泉療養のための必要期間は、おおむね2ないし3週間を標準とすること。
- ウ. 温泉療養開始後おおむね3日ないし1週間前後に湯あたり(湯毒かき又は浴毒反応)が現れることがある。「湯あたり」の間は入浴回数を減じ又は入浴を中止し、湯あたり症状の回復を待つこと。
- エ. 以上のほか入浴には次の留意について注意すること。
 - (ア)入浴時間は入浴温度により異なるが、初めは3分ないし10分程度とし、慣れるにしたがって延長してもよい。
 - (イ)入浴中は運動浴の場合は別として一般には安静を守る。
 - (ウ)入浴後は身体に付着した温泉成分を水で洗い流さない(湯たれを乾かしやすい人は逆に浴後其水で身体を洗うか温泉成分を拭き取るのがよい)。
 - (エ)入浴後は湯冷めに注意して一定時間の安静を守る。
 - (オ)次の疾患については原則として高温浴(42℃以上)を禁忌とする。
 - イ. 高度の動脈硬化症
 - ロ. 高血圧症
 - ハ. 心臓病
 - (カ)熱い温泉に急に入るとめまい等を起こすことがあるので十分注意をする。
 - (キ)女子の産前、産後の入浴は避けることが望ましい。
 - (ク)飲酒しての入浴は特に注意する。

(2)飲用上の注意事項

- ア. 飲泉療養に際しては、温泉について専門的知識を有する医師の指導を受けることが望ましいこと。
- イ. 温泉飲用の1回の量は一般に100mlないし200ml程度とし、その1日の量はおおむね200mlないし1,000mlまでとすること。
- ウ. 強塩泉、強硫酸泉、高アルミニウム泉及び含鉄泉はその泉質と温度によって減量し、又は他薬して飲用すること。
- エ. 以上のほか、飲用については次の留意について注意すること。
 - (ア)一般には、食前30分ないし1時間がよい。
 - (イ)含鉄泉、放射能泉及びヒ素又は、ヨウ素を含有する温泉は、又は飲用する。含鉄泉飲用の際には、茶、コーヒーなどを飲まない。
 - (ウ)夕食前から就寝前の飲用はなるべく避けることが望ましい。

2. 浴用の禁忌症

急性疾患(特に熱のある場合)、活動性結核、悪性腫瘍、重い心臓病、呼吸不全、腎不全、出血性疾患、高度の貧血、その他一般に病勢進行中の疾患、妊娠中(とくに、初期と末期)

3. 飲用の禁忌症

II. 適応症

温泉の医治効用は、その温泉その他の物理的因子、化学的成分、温泉地の地勢、気候、利用者の生活状態の変化、その他諸般の総合作用に対する生体反応によるもので、温泉の成分のみによって、温泉の効用を確定することは困難であるが、この温泉の浴用及び飲用の適応症は、おおむね次のとおりである。

1. 浴用の適応症

神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、関節のこわばり、うちみ、くじき、慢性消化器病、痔疾、冷え症、病後回復期、疲労回復、健康増進

2. 飲用の適応症

III. 付記

- 1. この温泉を公衆の浴用又は飲用に供するときは温泉法第2条による知事の許可を必要とする。
- 2. 本別表の告示は知事の許可を要する。
- 3. この温泉について伝統的適応症があり、これを追加告示する場合は知事の許可を要する。

昭和 60 年 10 月 7 日

甲府市富士見一丁目7-31

山梨県衛生公害研究所